

尼崎市 AI 議事録等作成ツール導入及び運用支援業務
公募型プロポーザル方式募集要領

令和8年2月6日

尼崎市 総務局 行政マネジメント部 行政管理課

※令和8年度予算案が可決されることを前提としており、予算成立後に効力を生じる業務である。

したがって、尼崎市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

1 実施目的

議事録等の作成については、令和 5 年度から AI 議事録等作成ツールの導入により、議事録等作成業務の効率化を図ることで、その負担を軽減し、企画等の人的業務へより一層集中できる体制を整備してきた。

現行業者との契約満了に伴い、次期事業者の選定を目的とし、「尼崎市 AI 議事録等作成ツール導入及び運用支援業務」を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めたものである。

また、音声をリアルタイムで字幕表示する機能を活用することで、職員研修への参加や市議会の傍聴を行う聴覚障害者等への合理的配慮を確保することを目的とする。

2 業務の内容等

(1) 業務名称

尼崎市 AI 議事録等作成ツール導入及び運用支援業務

(2) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

(3) 業務の仕様

「尼崎市 AI 議事録等作成ツール導入及び運用支援業務仕様書」のとおり。

(4) 提案上限額

2,541,000 円（初期費用及び保守費用並びに消費税、地方消費税を含む）

なお、提案の内容にかかわらず、提案上限額を超える提案は受付しない。

(5) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払いを原則とするが、当該条件により難い場合は、別途、協議により決定する。

3 プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加にあたっては、次の条件を全て満たしていること。

(1) 法人格を有する企業または団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに請負者として不適当であると認められる者ではないこと。

(5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(6) 本市から入札参加停止措置を受けていない者であること。

(7) 国税、地方税を完納している者であること。

4 プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合があるので、その場合は事前に連絡する。

質問書の受付	令和8年2月9日（月）から 令和8年2月17日（火）まで
質問書の回答	令和8年2月9日（月）から 令和8年2月19日（木）まで（予定）
参加申込書等の受付	令和8年2月9日（月）から 令和8年2月24日（火）まで
企画提案書等の提出期限	令和8年3月3日（火）
プレゼンテーションの実施	令和8年3月10日（火）（予定）
選定結果の通知及び公表	令和8年3月12日（木）（予定）
本番環境と同等の本市専用無料トライアル環境の構築及び検証	選定結果通知後、速やかに行う ※必要に応じて
契約の締結	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで（予定）

提出時期	提出書類	部数	備考	受付期間
参加申込時	参加申込書	1	様式1	2/9 ～ 2/24
	誓約書	1	様式2	
	会社概要書	1	様式指定なし	
	情報セキュリティに係る公的資格の登録証の写し等	1	様式指定なし	
	類似業務に係る地方自治体における実績	1	様式3	
	委任状（必要に応じて）	1	様式4	
	国税及び地方税等の滞納がない証明書	1	—	
	登記事項証明書	1	—	
企画提案時	企画提案書	8	様式指定なし	2/9 ～ 3/3
	見積書	8	様式6	
	パワーポイントデータ（任意）	—	様式指定なし	
	パワーポイントデータを印刷したもの（任意）	8	—	
	カタログ等のその他補足資料（任意）	8	—	

5 参加申し込み

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）（押印不要）
- イ 誓約書（様式2）（押印不要）
- ウ 会社概要書（任意様式） ※資本金の情報を含めていること。

- エ プライバシーマーク等の情報セキュリティに係る公的資格の登録証の写し等
オ 類似業務に係る地方自治体における実績（様式3）（押印不要）
カ 委任状（様式4）（押印不要）
※代表取締役等の契約締結権限を有しない者以外の者が参加申込する場合に限る。
キ 国税及び地方税等の滞納がない証明書
※証明書の発行日が提出日の3か月以内の日付であること。
※証明書は、写しでも可能とする。
※未納がない証明書は、本社（本店）及び「カ 委任状（様式4）」を提出する場合は、受任者の未納がない証明書も併せて提出すること。
※参加申込者が尼崎市の競争入札参加者有資格者（登録業者）であり、当該証明書を尼崎市行政マネジメント部契約課に提出済みの場合は、提出を省略することができる。
ク 登記事項証明書
※法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」
※証明書の発行日が提出日の3か月以内の日付であること。
※参加申込者が尼崎市の競争入札参加者有資格者（登録業者）であり、当該証明書を尼崎市行政マネジメント部契約課に提出済みの場合は、提出を省略することができる。
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出方法
持参または郵送による。
- (4) 受付期間
令和8年2月9日（月）から令和8年2月24日（火）まで。
なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前10時から正午及び午後1時から午後5時30分までとし、郵送の場合は令和8年2月24日（火）午後5時30分必着とする。
- (5) 提出先
尼崎市総務局行政マネジメント部行政管理課
(〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 市役所本庁舎中館4階)

6 質問の受付及び回答

- 質問事項がある場合の取り扱いは、次のとおりとする。
ただし、応募者に関する情報や選考基準に関する質問は受け付けない。
- (1) 質問様式
指定の様式（様式5）によること。
- (2) 質問方法
電子メールによること。（電子メール以外の方法による質問は受け付けない。）
ただし、手続き等にかかる軽微な質問は電話でも可とする。
電子メールの件名は「【質問書】尼崎市AI議事録等作成ツール導入及び運用支援業務に係るプロポーザル（事業者名）」とすること。
- (3) 受付期間
令和8年2月9日（月）から令和8年2月17日（火）までとし、最終日の受付は午

後 5 時 30 分までとする。

(4) メール送付先

ama-gyoseikanri@city.amagasaki.hyogo.jp (尼崎市総務局行政マネジメント部行政管理課)

(5) 回答

質問に対する回答は、令和 8 年 2 月 19 日（木）（予定）までに、全応募者に対して電子メールで行う。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（必須：押印不要） 8 部

企画提案書には次に掲げる事項の順序で記載することとし、必ず記載すること。

なお、参加事業者の任意で必須項目以外の事項を記載することも可とする。

(ア) 利便性向上に資する事業者独自のサービス提案

(イ) 保守内容及び保守体制

バージョンアップや操作等に関する問い合わせに対する保守内容及び保守体制

※本市職員の業務負担の軽減に繋がる観点で具体的に記載すること

イ 見積書（必須：押印不要） 8 部

(ア) 指定による様式（様式 6）とし、金額は円単位で、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに消費税、地方消費税を含んだ価格を記載すること。

(イ) 内訳を記載または添付し、初期費用と経常費用を分別して記入するとともに単価等の積算根拠を明らかにし、「〇〇一式」のような記載は避けること。

(ウ) 見積金額は提案上限額の範囲内とすること。

(エ) 金額の訂正は不可とする。

(オ) 1 部は代表者印を押印し、残り 7 部は押印不要とする。

(カ) 提案された見積金額に基づき、原則、契約金額を設定する。

ウ パワーポイントデータ（任意）

プレゼンテーションは「ア 企画提案書」に基づき説明することを基本とするが、企画提案書そのもの、または企画提案書の概要等をパワーポイントにより作成し、パワーポイントを使用して説明しても良い。その場合は、データを提出すること。

エ パワーポイントデータを印刷したもの（任意） 8 部

「ウ パワーポイントデータ」を提出する場合は、あわせて印刷物を提出すること。

ただし、「ア 企画提案書」と同一の場合は不要とする。

オ その他補足資料（任意） 8 部

その他、補足資料として、カタログやパンフレット等を提出しても良い。

(2) 提出方法

持参または郵送による。

なお、パワーポイントデータは、電子メールによる提出を可とする。

(3) 提出期間

令和 8 年 3 月 3 日（火）まで。

持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時 30 分までとし、郵送の場合は令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時 30 分必着とする。

なお、提出書類の提出が期限より遅れた場合は書類を受け付けない。

(4) 提出先

尼崎市総務局行政マネジメント部行政管理課

（〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 市役所本庁舎中館 4 階）

(5) 留意事項

ア 参加申込書を提出していない者の企画提案書等は受け付けない。

イ 次に掲げる場合は失格とする。

・プロポーザル参加事業者が参加資格に該当しないと認められる場合。

・提案書等に虚偽の記載がある場合。

・その他、選定対象から除外するに相当な理由があると本市が判断した場合。

ウ 提出後の提出書類の修正や差し替えは認めない。

エ 提出書類は返却しない。

8 プрезентーションの実施

企画提案書等に基づいたプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ただし、プロポーザル参加事業者が多数ある場合は、本市に設置する選定会議における協議により企画提案書等の事前審査を行い、一定の水準を満たしたプロポーザル参加事業者のみ実施することがある。

(1) 日程、場所

日程：令和 8 年 3 月 10 日（火）（予定）

場所：尼崎市市政情報センター（兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 5 番 20 号）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/map/1000375/1000390/1000470.html>

その他：集合時間等については別途個別に通知する。

(2) 内容

提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの内容は、令和 8 年 3 月 3 日（火）までに提出した企画提案書等の範囲内とし、企画提案書等に記載の無い追加提案は認めない。なお、プレゼンテーション内において、実際の AI 議事録等作成ツールを用いたデモンストレーションを実施することも可とする。

(3) 説明時間

1 事業者 45 分程度

（内、事業者からの説明 30 分、質疑応答 15 分程度）。

(4) その他

ア 会場に入室できるのは 1 事業者あたり 3 人までとし、Zoom 等のオンラインによる説明は認めない。

イ パワーポイントの使用を認めるが、使用する場合は、次の条件によること。

・事前に尼崎市に提出したデータと同一のデータを使用すること。

- ・プレゼンテーションに必要な機材は提案者が用意すること。ただし、プロジェクト及びスクリーンについては本市にて用意するが、パソコンについては、事業者で準備すること。

9 契約候補者の選定

本プロポーザルにおける優先契約候補事業者の選定は、本市職員で構成する選定会議体（以下「選定会議」という。）が行う。

(1) 評価点

選定会議において、会社概要、企画提案内容、プレゼンテーション及び価格を数値化して採点し、合算したものを評価点とする。

(2) 最低基準点

本業務委託を的確に実施することができる最低限の基準として、最低基準点（上記(1)評価点に 60% を乗じて得た数）を設定する。

(3) 評価項目

大カテゴリ	中カテゴリ	小カテゴリ
会社概要	実績・信頼性	類似業務実績 公的資格の取得状況
提案内容	独自提案	利便性向上に資する事業者独自のサービス提案
	実施方針・計画	本業務に対する理解度 スケジュール計画
	保守・サポート	保守内容 運用支援体制
プレゼンテーション	プレゼンテーション等	説明能力 質疑応答
価格	経済性	見積金額

(4) 市内事業者等に対する評価点の加点

なお、選定にあたっては、地域経済活性化の観点から、本市が定める基準を満たした事業者のうち、市内業者（尼崎市内に本社や本店等がある場合）または準市内業者（尼崎市内に支店や営業所等がある場合）であれば、本市が定める割合で一定の加点を行うことがある。

(5) 選定方法

上記 9(1)から(4)までの方法により算出された評価点により順位づけを行い、第 1 順位の者を契約候補者として選定する。

なお、全てのプロポーザル参加事業者が最低基準点を満たさなかった場合は、契約候補者は選定されない。

(6) 選定結果通知時期

令和 8 年 3 月 12 日（木）（予定）

(7) 選定結果通知方法

選定結果については、各プロポーザル参加事業者に電子メールおよび書面（郵送）にて通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

なお、選定経過及び結果に関する質問等は受け付けない。

(8) その他

プロポーザル参加事業者が 1 者のみの場合においても、プレゼンテーションによる評価を行い、最低基準点を満たしているかを確認し、選定を行う。

10 契約の締結等

- (1) 選定結果通知後速やかに、本市と契約候補者との間で契約に向けた協議を行い、協議が整った段階で、契約を締結する。
- (2) 企画提案書に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、契約締結段階において、本市と契約候補者との間の協議により、必要に応じて項目を追加、変更及び削除を行うことがある。
- (3) 何らかの事情により、協議が整わず、契約候補者との契約ができない場合は、選定における第 2 順位以下の者を契約候補者とし、契約の締結を行うことがある。
- (4) 契約締結に際しては、尼崎市契約規則第 31 条の規定に基づき、原則として、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付する必要がある。
- (5) 契約締結の前に本番環境と同等の本市専用トライアル環境を構築し、本市が所有する端末での動作検証を求める場合がある。

なお、トライアル環境構築及び動作検証に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加にかかる費用は、すべてプロポーザル参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、選考を行う作業に必要な範囲内において複写することがある。
また、尼崎市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- (4) 尼崎市は、郵便及び電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- (5) 本プロポーザルの実施期間中（公告から選定結果の通知まで）は、本件に関する質疑等は必ず「6 質問の受付及び回答」に提示した連絡先に行うこととし、尼崎市が要請する来庁（提出書類等の提出、プレゼンテーション等）を除き、尼崎市職員に対する本プロポーザルに係る接触は禁止する。
- (6) 本市はプロポーザルにあたり、参加事業者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為が認められ、プロポーザルを公正に実施できないと判断される時には、実施を延期、または取り止めることができる。この時に参加事業者に生じた損害については、参加事業者の負担とする。
- (7) 天災地変その他やむをえない事由が生じた時には、本市はプロポーザルの実施を延期、または取り止めができる。この時に参加事業者に生じた損害については、参加事業者の負担とする。

- (8) 本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、市議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。
- (9) 本プロポーザルにおいて入手した本市の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (10) 本市が必要と認めるときは、追加資料等の提出や修正を求める場合がある。

12 提出先・問い合わせ先

尼崎市総務局行政マネジメント部行政管理課

担当：佃・横田

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 市役所本庁舎中館4階

電話番号：06-6489-6196

電子メールアドレス：ama-gyoseikanri@city.amagasaki.hyogo.jp